

社員のワーク・ライフ・バランスの向上に取り組みます。

テレワークで「働き方改革」を実現しましょう。

育児や介護をしながら働き続けたいです。

通勤時間を短縮したいです。

時間外労働等改善助成金

テレワークコース

在宅やサテライトオフィスを活用したテレワーク導入を進める中小企業事業主を支援します。

平成30年度から

対象労働者一人当たりの助成金支給額の上限が **20万円** に増えました。

平成29年度「15万円」からの拡充です。

時間外労働等改善助成金
テレワークコースのご案内

「労働時間等の設定の改善」及び「仕事と生活の調和の推進」のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を支援します。

働き方を変えてみませんか？

育児・介護と仕事の両立を支援

通勤時間の負担を軽減

仕事の効率アップ

人材の流出を防ぐ

出社困難時も事業継続

利用の流れ

1 「時間外労働等改善助成金交付申請書」を事業実施計画などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出
※後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます。

2 交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

3 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに支給申請 **締切は2月末日**
※厚生労働省から助成金が支給されます。

交付申請の締切は

12/3
(月)

申請はお早めに！

まずは、テレワーク相談センターにお問い合わせください。

お問合せ先

テレワーク相談センター
東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階



0120-91-6479

<https://www.tw-sodan.jp/>

テレワーク相談

検索

※時間外労働等改善助成金テレワークコースに関する申請書やお問合せなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である(一社)日本テレワーク協会により行われています。



対象
事業主

テレワークを新規で導入する 中小企業事業主

※試行的に導入している事業主も対象です。

または

テレワークを継続して活用する 中小企業事業主

※過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加して
テレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能です。

中小企業事業主の範囲

▶ A又はBの要件を満たす企業が中小企業になります。

| 業種 | A.資本又は出資額 | B.常時使用する労働者 |
|-------------|-----------|-------------|
| 小売業（飲食店を含む） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |



助成内容

1

支給対象
となる取組

テレワークの導入・実施に関して、下記の取組をいずれか1つ以上、実施して下さい。

| | |
|---|--|
| テレワーク用通信機器の導入・運用 [※] <small>(例) WEB会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器など <small>※パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。</small></small> | 就業規則・労使協定等の作成・変更 <small>(例) テレワーク勤務に関する規定の整備</small> |
| 保守サポートの導入 | 労務管理担当者や労働者に対する 研修・周知・啓発 |
| クラウドサービスの導入 | 外部専門家(社会保険労務士など)による 導入のためのコンサルティング |

支給対象の取組を実施する際は、以下の「成果目標」をすべて達成することを目指して実施してください。
(達成状況に応じて支給額が変わります)

2

成果目標

評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる。

評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスでテレワークを実施した日数を週間平均1日以上とする。

年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる
又は
所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる。

3

評価期間

「成果目標」の達成の有無は、事業実施期間（交付決定の日から平成31年2月15日まで）の中で、
1か月から6か月の期間で設定する「評価期間[※]」で判断します。

※評価期間は、申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します。

「支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部[※]を、「成果目標」の達成状況に応じて支給します。

※以下の「対象経費」に該当する費用が対象です。

| 対象経費 | 助成額 |
|--|---|
| 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、 備品費、機械装置等購入費、委託費 <small>※契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等で 「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の間の経費のみが対象。</small> | 対象経費の合計額 × 補助率 (上限額を超える場合は上限額[※]) <small>※「1人当たりの上限額」×対象労働者数又は「1企業当たりの上限額」の いずれか低い方の額。</small> |

4

支給額

| 成果目標の達成状況 | 達成 | 未達成 |
|------------|-------|-------|
| 補助率 | 3/4 | 1/2 |
| 1人当たりの上限額 | 20万円 | 10万円 |
| 1企業当たりの上限額 | 150万円 | 100万円 |

支給例 従業員100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり
30万円の機器を導入する場合

所要額30万円×5人=150万円

成果目標達成の場合 → 20万円×5人=100万円を助成
成果目標未達成の場合 → 10万円×5人=50万円を助成

お問合せ先

テレワーク相談センター
東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階



0120-91-6479

<https://www.tw-sodan.jp/>

テレワーク相談

検索

※時間外労働等改善助成金テレワークコースに関する申請書やお問合せなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である(一社)日本テレワーク協会により行われています。



厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課